

法令及び判例ニュース (N.º 9-09)

A.)- 法令案:

1.- 労働時間数の改正他

8月25日、連邦下院へ、ルーラ政府を支援するPT党の連邦下院議員から、約14年前に提出された憲法改正案（PEC - Projeto de Emenda Constitucional）第231号の早期審議と承認の申し出があった。たぶん、来年の選挙対策を目的とした申請と考えられるが、改正案が承認されると、企業の人工費アップとなり企業経営へ影響がでることが心配されている。

しかし、案件は一般委員会による、改正案に対する意見徴集と再検討が進められる事となり、問題が先送りされた言えるが、一部の政党はTV等で既にキャンペーンを開始しており成り行きが心配される。一方、ブラジル憲法の第7条には、本来労働法の条文に相当する規則が多く制定されている。例えば、労働時間数について、一日最高8時間と週最高44時間と規定している(CF- Art. 7º inciso XIII)。

従って、労働時間の削減は憲法条文を改正する必要から、憲法改正案(PEC - 231)の様式で申請された。

憲法改正案の要点は次の通り。

1. 一現行憲法の規定する労働時間数を週44時間を40時間へ削減する。(CF- art. 7º inciso XIII) 勿論、給料額は維持される。
2. 一残業手当の割増率を50%から75%へアップする。(CF - art. 7º XVI)

Vicentinho (PTの下院議員)は労働時間の短縮により2,5百万の職場を創生できると主張しているが、工業企業組合連合(CNI - Confederação Nacional da Industria)と農業企業組合連合(CNA - Confederação Nacional da Agricultura)の両会長は人工費のアップから反対意見を主張している。

一方、労働大臣(PDT党)とPT(労働党)議員は来年の選挙を有利にするため賛成を表示しており、野党議員も確たる反対意見を表示していくなく本改正案の審議と承認の駆け引きが注目される。(Jornal O Estado 26-08-09)

B.)- 判例

1.- 交通費補助 (Vale Transporte) の現金支給

労働高等裁判所(TST- Ministro Maurício Godinho Delgado)は労使協約に交通補助の現金支給規定がある場合、交通補助の現金支給は労働者へ何ら損害がなく、労働局が企業へ課した罰金は無効とする判決をくだした。 (O acordão não publicado ainda)

2.- 輸出恩典の終結(Extinção do Crédito Premio de Exportação – IPI)

8月13日、最高裁判所の大法廷は1969年のDecreto-Lei n.º 491により工業製品の輸出奨励策として制定した、IPI（工業製品税）のクレジト、プレミオ (Crédito Premio) は新憲法への経過的規則(Ato das Disposições Constitucionais Transitórias)の第41条、1項の条文に従い、憲法が発布された2年後、即ち、1990年10月5日に終結した判決を下した。

1969年の輸出奨励制度は工業製品の輸出に対する政府補助金の支給であり、国際協定違反と諸外国から指摘と圧力を受けて、1970年代末と1980年代初めに、大統領は当時の大蔵大臣へ輸出奨励制度の削減、消滅の権限を与え、1985年5月1日に大蔵大臣指令により消滅していた。

しかし、税務専門弁護士達は大蔵大臣へ輸出奨励制度の削減、消滅等の権限を移転する大統領令は憲法違反行為であり輸出奨励制度の大蔵大臣による消滅は無効の司法裁判を申し出てた。

司法裁判所は上記大統領の権限の移転は違憲行為であり、大蔵大臣指令によるインセンチブの消滅は無効の結論を下した結果、現行憲法が発布された1988年10月5日時点まで輸出奨励制度が有効となっていた。

現行憲法が発布された1988年10月以降も、工業製品への輸出奨励制度の一環であるクレジト制度の有効性が法曹界で議論されていて、憲法発布から21年後に問題がやっと終結したと言える。

本件は当国の司法裁判の結論には長い年数が掛かる事例と言える。

(RE 577.345-5 –RS Min. Ricardo Lewandowski)

